

5. 生活サービスに関する施策（地域住民の包括的な支援体制整備）

91	重層的支援体制整備事業 （地域づくり事業）	URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi-kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index.html	 HP
----	--------------------------	-----	---	--

事業実施主体 （対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先
市町村	ソフト	下表のとおり	—	—	84,381 ^{（百万円）} （内数）	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 （代表）03-5253-1111（内線）2289

事業目的

○

これまで介護・障害・こども・生活困窮それぞれの分野で行っていた地域づくりに関する事業を、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業として一体的に実施。

=

既存制度間の連携を強化し、包括的な支援体制の整備（※）を促進する。

（※） 地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制を整備すること。

事業概要

○

一体的実施の対象となる事業は以下のとおり。

分野	事業名	根拠規定	負担率・補助率
介護	一般介護予防事業	介護保険法第115条の45 第2項第2号	国 25/100、都道府県 12.5/100、市町村 12.5/100、 1号保険料 23/100、2号保険料 27/100
	生活支援体制整備事業	介護保険法第115条の45 第2項第5号	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、 市町村 19.25/100、1号保険料 23/100
障害	地域活動支援センター事業	障害者総合支援法 第77条第1項第9号	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、 市町村 25/100
こども	地域子育て支援拠点事業	子ども・子育て支援法 第59条第9号	国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	（法律上の根拠なし）	国 1/2、市町村1/2

○

一体的実施にあたっては、地域に既に「ある」ものを活かすことを前提に、現状の社会資源（場・活動・サービス・情報等）を幅広く把握した上で、以下を行うこととする。

①

交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。

②

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場を整備する。

③

地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う。

※

なお、重層的支援体制整備事業として実施するためには、上記事業の一体的実施に加え、各分野の相談支援に関する事業の一体的実施、既存分野の事業等のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための事業（多機関協働事業等）もあわせて実施することが必要。

5. 生活サービスに関する施策（地域住民の包括的な支援体制整備）

92	機能集約化アプローチによる 包括的な支援体制整備モデル事業	URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi/kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index.html	 HP
----	----------------------------------	-----	---	--

事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	R 8 年度当初予算 (百万円)	問合せ先
市町村	ソフト	3 / 4	—	—	160	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課地域共生社会推進室 (代表)03-5253-1111(内線)2289

事業目的	○ 人口減少・高齢化等により担い手不足が深刻化していく小規模市町村にあっても、包括的な支援体制の整備（※1）を推進し、地域共生社会を実現するため、介護・障害・こども・生活困窮分野及び地方創生・地域振興分野で行われている既存の地域で支え合う機能を把握・整理の上、分野横断的な地域づくりの体制を構築するため、地域活動をコーディネートする体制及び地域活動の運営支援を行う体制を構築し、その体制の下で分野横断的な地域づくりを試行的に実行する。 （※1）地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制を整備すること。
------	--

事業概要	○ 上記の目的に照らし、本モデル構築支援事業における有識者等による助言等を踏まえながら以下を行う。 <table border="1"> <tr> <td>（1）地域づくり体制の現状把握・分析</td><td>事業実施市町村における現在の介護・障害・こども・生活困窮分野及び地方創生・地域振興分野で行われる地域づくりの促進に係る取組について、それぞれの現在の機能や人員体制、充足状況、今後の人員確保の見通しを把握・整理するほか、地域づくりに係る住民ニーズ等について、把握・整理する。</td></tr> <tr> <td>（2）地域活動コーディネート体制・実施方法の検討</td><td>（1）において、把握した介護・障害・こども・生活困窮等の福祉分野で配置されている人員と地方創生・地域振興分野で配置されている人員について、分野横断的な地域活動のコーディネートを行うため、互いの業務を兼ねることとするが、これにあたり、役割分担・活動地域等を検討する。</td></tr> <tr> <td>（3）地域活動運営支援の実施方法の検討</td><td>地域活動の運営支援は、地域活動コーディネーターが、（2）で例示する活動を行うことに加え、住民主体の地域活動を行う者に対し、同活動を運営するために必要な活動費を支給することも想定される。このため、事業実施市町村が中心となり、同活動費を支給するにあたり、支給対象とする地域活動の選定方法や支給上限額を決定する方法等について、必要に応じて検討し支給する。</td></tr> <tr> <td>（4）合意形成・試行的実施</td><td>（1）～（3）の検討を踏まえ、対応方針を整理し、地域、支援関係機関等の関係者、市町村庁内の合意形成を図る。検討した体制・実施方法の下、地域住民と対話をする中で、機能集約型の地域づくりを試行的に実行する。</td></tr> <tr> <td>（5）機能集約型の地域づくりを実施するにあたっての課題整理</td><td>（4）の実証結果を踏まえ、機能集約型の地域づくりを実施するにあたっての課題整理については、別途実施する「機能集約化」アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」の受託者及び国が主体的に行うが、事業実施市町村として協力する。</td></tr> </table>	（1）地域づくり体制の現状把握・分析	事業実施市町村における現在の介護・障害・こども・生活困窮分野及び地方創生・地域振興分野で行われる地域づくりの促進に係る取組について、それぞれの現在の機能や人員体制、充足状況、今後の人員確保の見通しを把握・整理するほか、地域づくりに係る住民ニーズ等について、把握・整理する。	（2）地域活動コーディネート体制・実施方法の検討	（1）において、把握した介護・障害・こども・生活困窮等の福祉分野で配置されている人員と地方創生・地域振興分野で配置されている人員について、分野横断的な地域活動のコーディネートを行うため、互いの業務を兼ねることとするが、これにあたり、役割分担・活動地域等を検討する。	（3）地域活動運営支援の実施方法の検討	地域活動の運営支援は、地域活動コーディネーターが、（2）で例示する活動を行うことに加え、住民主体の地域活動を行う者に対し、同活動を運営するために必要な活動費を支給することも想定される。このため、事業実施市町村が中心となり、同活動費を支給するにあたり、支給対象とする地域活動の選定方法や支給上限額を決定する方法等について、必要に応じて検討し支給する。	（4）合意形成・試行的実施	（1）～（3）の検討を踏まえ、対応方針を整理し、地域、支援関係機関等の関係者、市町村庁内の合意形成を図る。検討した体制・実施方法の下、地域住民と対話をする中で、機能集約型の地域づくりを試行的に実行する。	（5）機能集約型の地域づくりを実施するにあたっての課題整理	（4）の実証結果を踏まえ、機能集約型の地域づくりを実施するにあたっての課題整理については、別途実施する「機能集約化」アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」の受託者及び国が主体的に行うが、事業実施市町村として協力する。
（1）地域づくり体制の現状把握・分析	事業実施市町村における現在の介護・障害・こども・生活困窮分野及び地方創生・地域振興分野で行われる地域づくりの促進に係る取組について、それぞれの現在の機能や人員体制、充足状況、今後の人員確保の見通しを把握・整理するほか、地域づくりに係る住民ニーズ等について、把握・整理する。										
（2）地域活動コーディネート体制・実施方法の検討	（1）において、把握した介護・障害・こども・生活困窮等の福祉分野で配置されている人員と地方創生・地域振興分野で配置されている人員について、分野横断的な地域活動のコーディネートを行うため、互いの業務を兼ねることとするが、これにあたり、役割分担・活動地域等を検討する。										
（3）地域活動運営支援の実施方法の検討	地域活動の運営支援は、地域活動コーディネーターが、（2）で例示する活動を行うことに加え、住民主体の地域活動を行う者に対し、同活動を運営するために必要な活動費を支給することも想定される。このため、事業実施市町村が中心となり、同活動費を支給するにあたり、支給対象とする地域活動の選定方法や支給上限額を決定する方法等について、必要に応じて検討し支給する。										
（4）合意形成・試行的実施	（1）～（3）の検討を踏まえ、対応方針を整理し、地域、支援関係機関等の関係者、市町村庁内の合意形成を図る。検討した体制・実施方法の下、地域住民と対話をする中で、機能集約型の地域づくりを試行的に実行する。										
（5）機能集約型の地域づくりを実施するにあたっての課題整理	（4）の実証結果を踏まえ、機能集約型の地域づくりを実施するにあたっての課題整理については、別途実施する「機能集約化」アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」の受託者及び国が主体的に行うが、事業実施市町村として協力する。										

※ なお、上記とあわせて、機能集約型の相談支援の実施方法の実証を行うことが必要。

5. 生活サービスに関する施策（地域住民の包括的な支援体制整備）

93	地域における互助機能強化のための 地域との連携・協働モデル事業	URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi/kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index.html	 HP
----	------------------------------------	-----	---	--

事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	R7年度補正予算 (百万円)	問合せ先
市町村	ソフト	3 / 4	—	—	300	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課地域共生社会推進室 (代表)03-5253-1111(内線)2289

事業目的	○ 地域における包括的な支援体制の整備（※）を推進し、地域共生社会を実現するため、福祉以外の分野との連携・協働により、地域住民主体の活動を強化し、地域生活課題を抱える地域住民を地域の中で必要な支援に早期につなぐ体制を構築することができるよう、互助機能強化のための地域住民等と市町村・支援関係機関等の連携・協働モデルを構築する。 （※）地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制を整備すること。		
事業概要	○ 上記の「包括的な支援体制の整備」にあっては、① 地域で支え合う機能、② 支援関係機関同士が連携して支援を行う機能、③ 地域と支援関係機関をつなぐ機能 の3つの機能を備えることが重要。 ○ 本事業においては、本モデル構築支援事業における有識者等による助言等を踏まえながら、上記のうち③と①の機能の充足を、福祉以外の幅広い分野との連携協働により達成することができるよう、以下の取組により、モデル構築に向けた実証を行うこととする。		
	1	既存制度・地域活動等の把握、 地域生活課題に係る議論	2・3の前提となる現状把握・議論を、地域住民や地域住民が主体となった団体とともに行う。
	2	地域住民との協議・実践	地域住民と対話しながら、地域生活課題を包括的に受け止められるよう、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。その結果を踏まえ、実践する。
	3	検証・見直し	実践状況や住民発意を最大限尊重する中で、地域生活課題を包括的に受け止め続けることができるよう、「つなぐ機能」と連動した「地域で支え合う機能」を備える体制構築状況等を検証。
	4	地域連携・協働支援員の配置	1～3の取組を効果的かつ円滑に実施するため、専任で1名配置。 （地域振興を主たる業務とする者（地域おこし協力隊、集落支援員等）との兼務は可。）
	5	地域活動団体等支援活動費の支給	地域住民個人や地域住民を主体とする団体が2の実践を行う場合、当該個人等に費用を支給。
	※ 本事業は、地域住民主体の地域活動の実践を市町村内で広く普及・促進することで多様な地域の支え合いの環境を創出し、かつ、こうした地域住民主体の実践と市町村・支援関係機関等が継続的かつ円滑につながる環境を構築することで、地域と市町村・支援関係機関が一体となった包括的な支援体制を整備するためのモデル事業であり、個別の居場所づくりや地域住民の交流の場づくりを行う趣旨ではない ※ 地域住民が主体となった労働者協同組合、地域運営組織(RMO)、指定地域共同活動団体等との協働が前提、同団体等が既にある市町村での実施を想定。 ※ 上記の1～4は必須、5は必要に応じて行う。		

5. 生活サービスに関する施策（地域住民の包括的な支援体制整備）

事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
民間団体等	ソフト	定額	3月	事業ページ参照	15	農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課 03-3502-5723

URL

HP 事例等 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/index.html> (R8)
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/attach/pdf/jireishu-3.pdf>

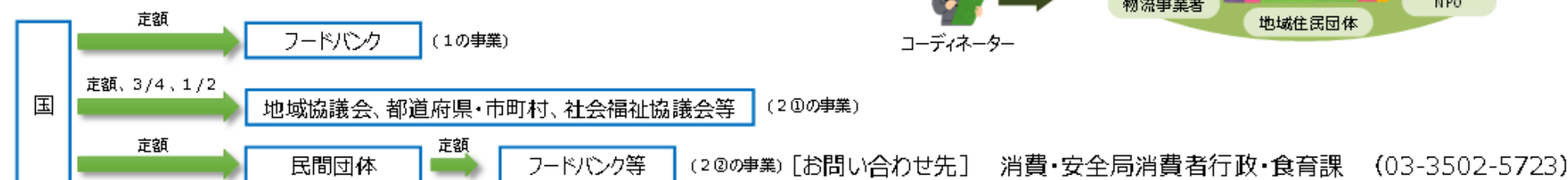
< 事業の内容 >

1. 食品アクセス確保対策事業 **15 (124) 百万円**
 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクによる食品提供の質・量の充実にに向けた機能の強化を図ります。

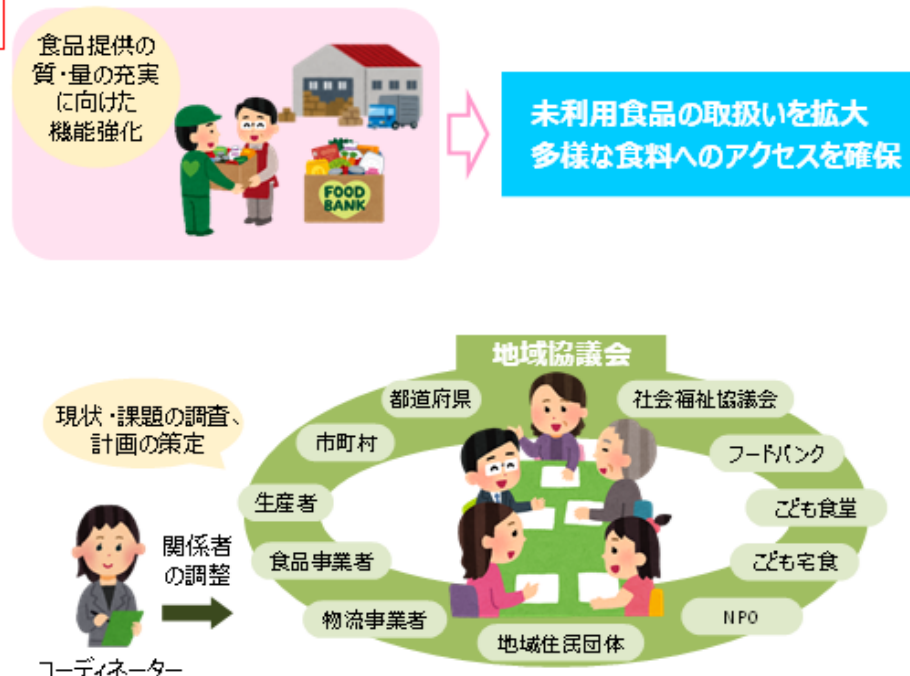
2. 食品アクセス確保緊急支援事業 **【令和7年度補正予算額】600百万円**
 ① 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援
 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。
 ア 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
 イ 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
 ウ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
 エ 課題解決に向けた計画の策定

② フードバンク等による食品提供の質・量の充実にに向けた機能強化支援
 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げ・取組拡大を支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >



5. 生活サービスに関する施策（企業との連携による持続可能な地域・社会課題の解決）

95

地域生活圏形成リーディング事業
（調査業務）

URL

HP（地域生活圏サイト）

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000164.html



事業実施主体（対象者）

支援対象・内容

補助率等

公募時期

事業要望調査時期

R8年度当初予算

問合せ先

官民で構成される協議会等

ソフト

2/3以内
1/2以内
定額

4～5月

（百万円）
39の内数
（R7補正予算：600の内数）

国土交通省 国土政策局
地方政策課
03-5253-8369

○ 人口減少、少子高齢化が進むことにより、地域の暮らしを支える中心的生活サービス提供機能が低下・喪失するおそれがある中、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「**地域生活圏**」の形成を目指すことが重要であり、その担い手である**主体の育成が急務**である。その際には、①官民パートナーシップによる「主体の連携」、②分野の垣根を越えた「事業の連携」、③行政区域にとらわれない「地域の連携」の観点を踏まえることが必要になる。

○ 「地域生活圏形成リーディング事業」では、「**地域生活圏**」の形成に資する**先導的な取組や人材育成**に対し費用の支援を行うことにより、地域の多様なステークホルダーから構成される**主体の育成**を図り、将来に向かって自立可能な事業を構築する「地域生活圏」の形成を強力に推進する。

1. 先導的な取組への支援

○ 地域の課題把握や必要とされるサービスの検討や、官民が連携した主体のもとで行われる事業に対し支援を行う。

【支援対象者】

共助・共創の観点から日常の暮らしに必要なサービスの提供に取り組んでいる民間団体を含む、官民で構成される協議会

【支援対象経費】

- ・「地域生活圏」の形成に向けた事業実施のための関係者の合意形成・意見聴取、連携・実施体制の構築、協議会開催等に要する経費
- ・日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供に向けた利便性の向上・複合化、地域内経済循環、新たな共助の仕組みの構築・構想検討に要する調査等経費
- ・「地域生活圏」の形成に向けた事業の実施に要する経費（拠点、設備、システムの導入・改修費、広告宣伝費、研究開発費等）

【支援額】

- ・ポイント①及び②を満たす主体：支援対象経費の1/2
- ・ポイント①～③の全てを満たす主体：支援対象経費の2/3
- ※官民連携は必須、双方ともに上限3,000万円

<地域経営のポイント> = 地域生活圏の3要素

- ① 官民パートナーシップによる「**主体の連携**」
- ② 分野の垣根を越えた「**事業の連携**」
- ③ 行政区域にとらわれない「**地域の連携**」

2. 人材育成への支援

○ 地域生活圏の形成に向けて、主体的かつ継続的に取り組む人材を育成する事業に対し支援を行う。

【支援対象事業者】

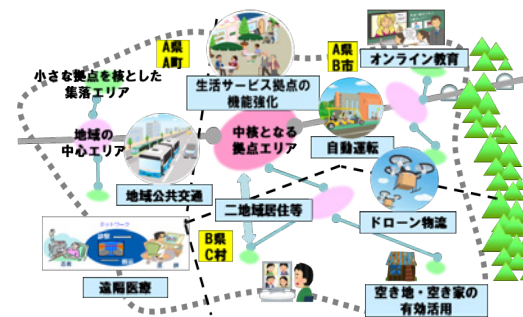
都道府県・市町村、民間事業者

【支援対象経費】

地域課題の解決に取り組む人材育成に関する取組実施経費

【支援額】

定額（上限500万円）



地域生活圏の形成イメージ

5. 生活サービスに関する施策（地域交通）

96	地域公共交通確保維持改善事業	URL	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先
協議会 事業者等	ハード・ソフト	1/3、2/3、 1/2、定額 等	令和8年2月下旬 以降（予定） 等		20,560 (百万円)	国土交通省総合政策局地域交通課 03-5253-8396

「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化

■ 共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保

➢ 複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化の後押し

（運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、車両・システム・運行費等への支援）

➢ 「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」パイロット・プロジェクト推進 （複数分野の地域の輸送資源のフル活用の推進等）

➢ 自治体等を核とした地域交通の連携体制強化

（地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移動手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援）

➢ デジタル技術活用による事業者・他分野連携の推進

■ 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援

➢ 「交通空白」解消に向けた実態把握・モビリティデータの利活用や、共同化・協業化等に必要となる地域公共交通計画の策定・変更 への支援

➢ 共同化してサービスを提供するための事業計画策定 等への支援

■ 財政投融資（共同化・協業化、DX・GX投資への出融資）

※ 新たな制度的枠組みの構築を併せて実施

■ 集中対策期間における「交通空白」解消

➢ デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保の後押し（調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援）



複数事業者による
共同化



公共ライドシェア

地域公共交通の維持・確保等

■ 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等

- 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
- バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援

訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

■ 訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）

- 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
- 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
- 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備、誘客や周遊円滑化に向けた路線バス等の二次交通基盤整備

自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

■ 自動運転の事業化に向けた重点支援

■ 地域交通DX(COMmmmons等)による生産性等の向上 （システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援）

■ EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援



自動運転バス

■ ローカル鉄道再構築

（再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援）

■ 地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金） （地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援）



ハイブリッド気動車イメージ
新造車両・ICカードの導入

- 地域鉄道における安全対策
- 安全に問題があるバス停の移設等

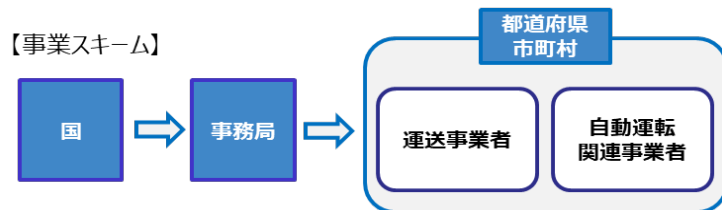
5. 生活サービスに関する施策（地域交通）

97	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 （自動運転社会実装推進事業）	URL	https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000066.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度補正予算 （百万円）	問合せ先
地方公共団体	ハード・ソフト	最大4/5	3月下旬～ 4月下旬		35,204の内数	国土交通省 物流・自動車局 技術・環境政策課 03-5253-8592

- 自動運転は、人手不足や交通事故の削減等、地域公共交通が抱える課題に対する解決手段の一つとして期待
- 地方公共団体による、レベル4自動運転移動サービス実装に係る初期投資を支援

対象事業者	地方公共団体（都道府県・市町村）
補助率	4 / 5
申請条件等	・遅くとも2027年度末までに L4 実装（全区間） ・未達成となった場合には、補助金の一部を返還
対象事業イメージ	・定時定路線型の自動運転移動サービス ・特定のポイント間で運行するデマンド型の自動運転移動サービス 等
補助対象経費	・車両購入費・リース費・車両改造費・自動運転システム構築費 ・リスクアセスメント、ルート選定等の調査費 等
支援の枠組み	（1）重点支援（補助上限額：4億円） ○地域公共交通の先駆的・優良事例として横展開できる事業 （2）一般支援（補助上限額：2億円） ○上記を除く、早期にレベル4達成が見込まれる事業

【事業スキーム】



自動運転大型バス



自動運転タクシー



レベル4実装後支援（補助上限額：0.2億円）※補助率2/5

レベル4自動運転移動サービス実装に係る初期投資として、L4実現後も自動運転サービスの省人化向上に資する技術的課題解決の取組みを支援

5. 生活サービスに関する施策（物流・配送）

98	ラストマイル配送効率化促進事業	URL	https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000294.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度補正予算 （百万円）	問合せ先
ラストマイル配送の持続可能な提供の確保に取り組む地方自治体、荷主、物流事業者が参画した協議会等	ハード・ソフト	1/2以内	4月～5月		175	国土交通省 物流・自動車局物流政策課 03-5253-8799

事業概要

- 荷主・物流事業者・地方自治体等の多様な主体が連携しながら、物流負荷の軽減に向けた受取拠点の整備、貨客混載・共同配送の推進、ドローン等の活用などを図る先進的な取組を支援する。

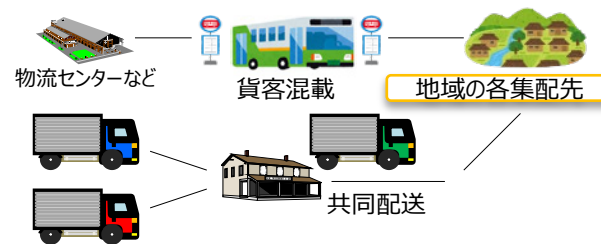
① 物流を支える地域の受取拠点の整備

- 地域住民がネットスーパー等の商品を近隣の公民館、飲食店、コンビニ、宿泊施設、郵便局等で受け渡すことができる拠点の整備等を支援



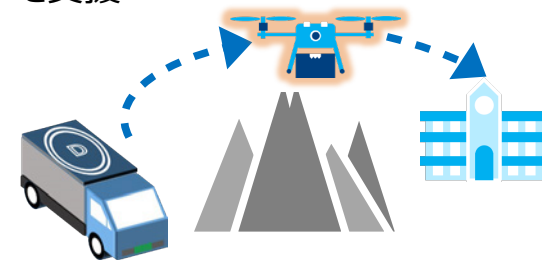
② 過疎地域等での貨客混載・共同配送

- 地域の輸送資源を最大限活用するための貨客混載、共同配送等に取り組む際の資機材の導入や集配拠点の整備等を支援



③ ドローン等の新たな輸送手段の活用

- 共同配送の核となる拠点から相当程度離れたエリアで、トラック輸送を補完する配送手段としてドローン等を活用する際の配送拠点の整備等を支援



地域の宅配便ドライバーの負担の軽減を図り、配送サービスの水準の維持とラストマイル配送の持続可能な提供の確保を実現

5. 生活サービスに関する施策（物流・配送）

99	物流効率化推進事業 (旧 モーダルシフト等推進事業)	URL	https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms_subsidy.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算 (百万円)	問合せ先
荷主企業及び貨物運送事業者等物流に係る関係者によって構成された協議会であって、予め大臣の認定を受けた者	モーダルシフト等の物流効率化の取組について物流効率化法に基づく「総合効率化計画」の策定経費や、「認定総合効率化計画」に基づく初年度の運行経費	定額 1/2以内 2/3以内	4月～6月		31.4 (R 7 年度補正予算：70)	国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 03-5253-8799

実施に向けた主な流れ

- 協議会の立上げ
 - 物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有
- 協議会の開催
 - 関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO₂排出量削減効果の試算 等
- 総合効率化計画の策定
 - 協議会の検討結果に基づき、物流総合効率化法に規定する「総合効率化計画」の策定
- 総合効率化計画の認定・実施準備
- 運行開始

計画策定経費補助

運行経費補助

補助上限・補助率

上限総額
500万円

省人化・自動化機器導入
上限300万円
(補助率：1/2以内)

計画策定経費補助
上限200万円
(補助率：定額)

上限総額
1,000万円

省人化・自動化機器導入
上限500万円
(補助率：2/3以内)

運行経費補助
上限500万円
(補助率：1/2以内)

省人化・自動化への転換・促進を支援

<省人化・自動化機器の導入例>

- 荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での移動
- ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、コンテナ等への荷物の積付け



無人搬送車

ピッキングロボット



無人フォークリフト

5. 生活サービスに関する施策（物流・配送）

100	運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業	URL	https://www.env.go.jp/air/car/transportation/index.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 （百万円）	問合せ先
地方公共団体、 民間事業者・団体等	ハード・ソフト	1/2	3～5月		1,415の内数	環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301

運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業（一部 農林水産省・国土交通省連携事業）



【令和8年度予算（案） 1,415百万円（1,415百万円）】



運輸部門を始めとするモビリティの脱炭素化に不可欠な先進的システムを実証し、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルの構築等を図ります。

1. 事業目的

- 電動化を始めとする運輸分野の脱炭素化に向けた技術の進展（基礎研究や製品開発）は動きが速いものの、関係者間の連携や社会受容性を高めるための取組が十分ではなく、社会実装が進まないことが課題となっている。
- そのため本事業では、社会的な課題等を踏まえ優先的に取り組むべきと国が定めた分野について、先進的な技術やシステム等を導入し、環境負荷削減効果を把握・検証するとともに、社会実装する上で課題となる障害等の解決策を検討する。これにより、有望な要素技術の社会実装を促進する脱炭素輸送モデルを構築し、運輸部門を始めとしたモビリティの脱炭素化の加速化を図る。

2. 事業内容

(1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証や、電動化を支える技術・システム上の課題解決のためのモデル実証を実施する。

例えば、商用車におけるエネマネ、車載型太陽光パネル、非接触給電、バッテリー（LiB）の統一的に評価するための閾値の整理等の実証を想定。

(2) 次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業

重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化や物流効率化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組（水素内燃機関、ドローン配送、自動搬送車両等）のモデル的な実証を行う。

(3) 農業機械の電動化促進事業

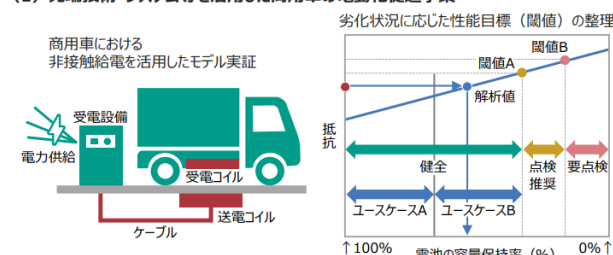
多様な現場において電動農機の利用及び生産性向上のモデルケースを形成する実証を行い、今後の電動農機の普及・使途拡大につなげる。

3. 事業スキーム

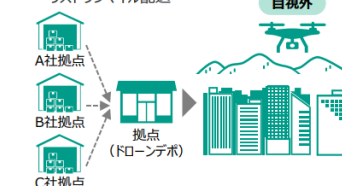
- 事業形態：委託（1）～（3）、直接補助事業（補助率：1/2）（1）、（2）、間接補助事業（補助率：2/3）（3）
- 委託先及び補助対象：地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間：（1）～（2）令和6年度～令和10年度、（3）令和7年度～令和9年度

4. 事業イメージ

(1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業



(2) 次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業



(3) 農業機械の電動化促進事業



お問合せ先：環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301

5. 生活サービスに関する施策（物流・配送）

101	地域の社会課題解決に向けたデジタルライフライン整備加速事業(うち、ドローン航路)	URL	https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digital_architecture/lifeline.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度補正予算	問合せ先
民間企業等	ソフト	2/3, 1/3	調整中		(百万円) 1,549の内数	経済産業省 情報経済課 03-3501-0397

事業の内容

事業目的

人口減少が進む中でもドローン・自動運転等のデジタルによる恩恵を全国津々浦々に行き渡らせるため、「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づき、ドローン航路、自動運転サービス支援道、インフラ管理DX等の各プロジェクトについて全国展開を加速する。

事業概要

以下（１）～（３）の通り、ドローン航路や自動運転サービス支援道、インフラ管理DX等について、「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づき、これまでの実証事業を通じて開発したシステムの商用稼働を目指し、事業性の検討、必要なシステムの機能拡充、仕様等の改訂、その他必要な調査等を行う。

- （１）アーキテクチャ設計等：各プロジェクトに必要なアーキテクチャ（システム全体の見取り図）を設計するとともに、セキュリティインシデントへの対応フレームワークを構築する。
- （２）システムの開発・拡張・実装等：これまでの実証事業等を通じて開発したシステムについて、（１）のアーキテクチャ設計を基に、社会実装に必要なシステムの開発・拡張・導入等を行う。
- （３）仕様書の作成・標準化等に向けた調査：既存の標準仕様や国際標準等との整合を取りつつ、システム導入・開発時に生じた課題に対応できる仕様書等の改訂等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）アーキテクチャ設計等



（２）システムの開発・拡張・実装等



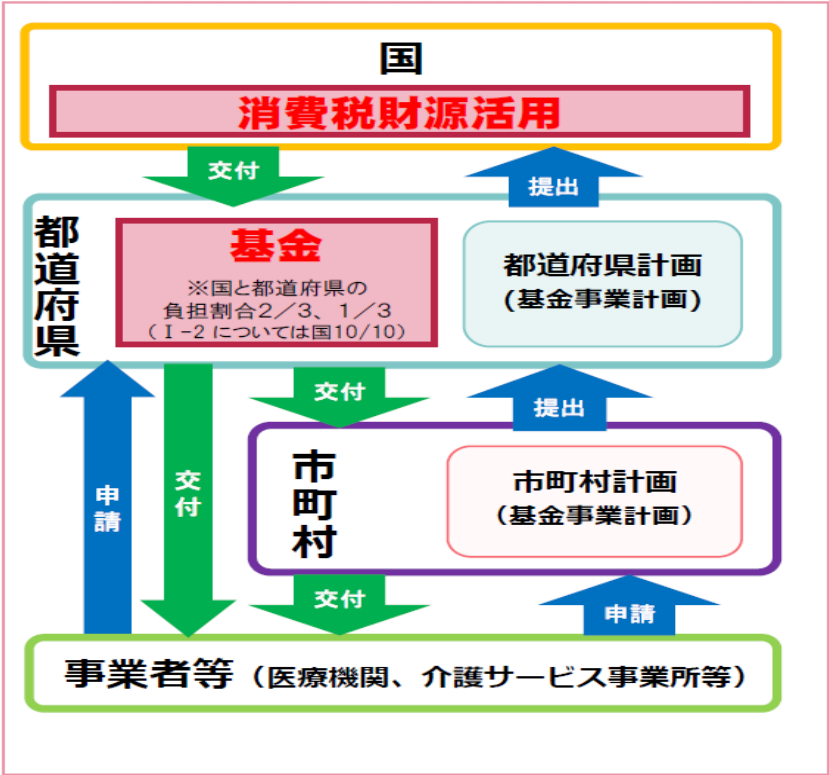
（３）仕様書の作成・標準化等に向けた調査



成果目標

「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づき、令和８年度を目安に、ドローン航路については全国の一級河川上空100kmや全国の送電網上空1万kmで整備する。また、インフラ管理DXについては全国の主要都市10箇所において実装を開始する。

5. 生活サービスに関する施策（医療・介護）						
102	地域医療介護総合確保基金	URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html （R8）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
都道府県 市町村 事業者等	ハード・ソフト	国→都道府県：国 2/3、10/10、県1/3 都道府県→事業者： 都道府県が決定	国→都道府県： 3月末 都道府県→事業者： 都道府県が決定		（百万円） 93,408	厚生労働省 医政局地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室 老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課 03-5253-1111（代）



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

新区分 業務効率化・勤務環境改善に関する事業（医療分）
【所要の法改正を行う予定】

5. 生活サービスに関する施策（医療・介護）

103	地域医療の充実のための遠隔医療補助事業 （遠隔医療設備整備事業）	URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 （百万円）	問合せ先
都道府県、市町村、 厚生労働大臣の認める者	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び附属機器等の購入費	2分の1	4月頃	—	100	厚生労働省 医政局総務課 03 - 3595 - 2189

1 事業の目的

この事業は、情報技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

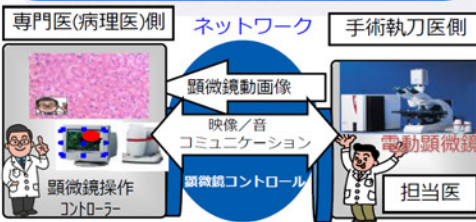
情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。また、患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う。

医師—医師間(D to D)

医師—患者間(D to P、D to P with N 等)

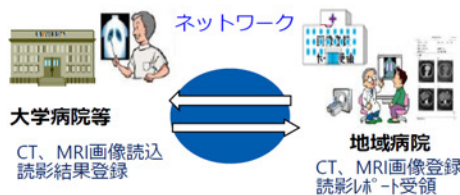
遠隔病理診断

- 【概要】
体組織の画像や顕微鏡の映像を送受信するなどし、遠隔地の医師が、特に手術中にリアルタイムに遠隔診断を行う。
- 【効果】
リアルタイムで手術範囲の決定など専門医の判断を仰ぐことができる。



遠隔画像診断

- 【概要】
X線写真やMRI画像など、放射線科で用いられる画像を通信で伝送し、遠隔地の専門医が診断を行う。
- 【効果】
専門医による高度で専門的な診断を受けられる。



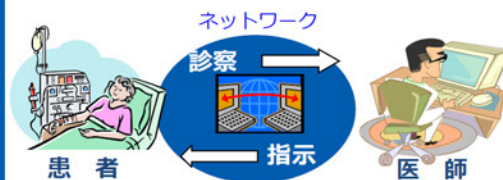
遠隔手術指導

- 【概要】
手術中の術野映像、患者のバイタルデータ等をリアルタイムに遠隔地の医師へ共有し、指導を受けながら手術を行う。
- 【効果】
医療の地域間格差の解消、地域に勤務する若手医師の教育支援等につながる。



遠隔診療（オンライン診療）

- 【概要】
医師—患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為をリアルタイムで行う。
- 【効果】
医療に対するアクセシビリティを確保し、よりよい医療を得られる機会を増やすことができる。



5. 生活サービスに関する施策（医療・介護）						
104	へき地保健医療対策		URL	—		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 （百万円）	問合せ先
下図参照	ハード・ソフト	下図参照	【医政局分】 ハード：3月下旬 ソフト：6月下旬 【保険局分】随時	【医政局分】 ハード：3月下旬 ソフト：6月下旬 【保険局分】－	13,370	厚生労働省 医政局 地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室／ 保険局 国民健康保険課 03-5253-1111（代表）

へき地保健医療対策関係予算について

へき地保健医療対策予算の概要

1 予算額	【令和7年度予算額】 80.3億円 → 【令和8年度当初予算案】 85.8億円
2 内 容	(1) へき地医療支援機構の運営（1/2補助） 259百万円 都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し、支援事業の企画、調整及び医師派遣の実施等を補助する。 (2) へき地医療拠点病院等の運営 7,762百万円 へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を補助する。 ア へき地医療拠点病院運営費（1/2補助） イ へき地保健指導所運営費（1/2補助） ウ へき地診療所運営費(国保直診分(保険局計上分)含む) (立地により1/2、2/3、3/4補助のいずれか) エ へき地診療所医師派遣強化事業（1/2補助） オ オンライン診療を活用したへき地医療支援実施医療機関運営支援事業（1/2補助） (3) へき地巡回診療の実施 147百万円 無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人件費及び巡回診療車等の運行に必要な経費を補助する。 ア へき地巡回診療車(船)(医科・歯科)（1/2補助） イ へき地巡回診療航空機(医科)（1/2補助） ウ 離島歯科診療班（1/2補助） (4) 産科医療機関の運営（1/2補助） 281百万円 分娩可能な産科医療機関を確保するため産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。 (5) へき地患者輸送車(艇・航空機)運行支援事業 126百万円 無医地区等の医療の確保を図るため、無医地区等から近隣医療機関等の輸送に必要な経費を補助する。 ア へき地患者輸送車(艇)（1/2補助） イ メディカルジェット(へき地患者輸送航空機)（1/2補助） など

医療施設等 設備 整備費補助金の概要

1 予算額	【令和7年度予算額】 22.8億円 → 【令和8年度当初予算案】 23.8億円
2 要 旨	へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の設備整備を支援するもの。
3 補助対象	補助対象事業《メニュー区分》（事業実施主体） へき地医療拠点病院（公立・公的・民間・独法）（1/2補助） へき地診療所（公立・公的・民間・独法）（沖縄県以外：1/2補助、沖縄県：2/3補助） へき地患者輸送車(艇)（公立・公的・民間・独法）（1/2補助） へき地巡回診療車（船）（公立・公的・民間・独法）（1/2補助） へき地・離島診療支援システム（公立・公的・民間・独法）（1/2補助） など

医療施設等 施設 整備費補助金の概要

1 予算額	【令和7年度予算額】 19.5億円 → 【令和8年度当初予算案】 24.1億円
2 要 旨	へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。
3 補助対象	補助対象事業《メニュー区分》（事業実施主体） へき地医療拠点病院（公立・公的・民間・独法）（1/2補助） へき地診療所（公立・公的・民間・独法）（1/2補助） など

5. 生活サービスに関する施策（高齢者支援体制の構築）

105	地域支援事業	URL	【介護予防・日常生活支援総合事業】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html （R8予定） 【生活支援共創プラットフォーム】 https://seikatsu-kyosopf.mhlw.go.jp/ （R8予定）				   咲かそう、 地域包括ケアの花
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 （百万円）	問合せ先	
市町村	ソフト	交付金 （事業費上限は下図参照）			180,733	厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 03-5253-1111(代表)	

1 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」

※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

② 包括的支援事業・任意事業

「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

+「社会保障の充実分」

財源構成

① 介護予防・日常生活支援総合事業

1号保険料、2号保険料と公費で構成
（介護給付費の構成と同じ）

② 包括的支援事業・任意事業

1号保険料と公費で構成
（2号は負担せず、公費で賄う）

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	—

（参考）生活支援共創プラットフォーム

高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域の交通・産業・商業などの経済活動や住民による取組など多様な主体との関わりの中で成立するものであり、介護保険制度の領域を越えた活動との連携を深めることが重要。そのため国・都道府県におけるプラットフォームを構築し、連携・共創に向けた相互交流等を促進。

2 実施主体・事業内容等

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア サービス・活動事業（第一号事業）

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、
介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、
一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者等への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、
地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

5. 生活サービスに関する施策（地域住民の交流の場・学習機会の提供）

106	公民館	URL	https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00479.html （R8予定）				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
市町村	ソフト				(百万円)	文部科学省 地域学習推進課 03-5253-4111（内線3455）	

1.事業の目的、内容

- 社会教育法第20条に規定する、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする社会教育施設。

2.設置及び運営主体

- 市町村及び公民館設置の目的をもって設立された一般社団法人又は一般財団法人

3.設置状況

- 全国 12,378館
（市(区)立 8,507館（78.9%）、町立 3,275館（78.2%）、村立 594館（69.9%）、法人立 2館）
（令和6年度「社会教育調査」（令和6年10月1日時点）、カッコ内は設置している自治体の割合）※公民館類似施設除く。

4.公民館をめぐる直近の動き

- 第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性として、公民館等におけるデジタル技術を活用した学びやデジタル社会の諸課題に関する学びの提供等、デジタルデバイドの解消に向けた取組の充実と社会教育施設の機能強化、社会教育士の公民館等への配置による活動の活性化について記載されている。
- また、社会教育人材部会における「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」（令和6年6月）においても、公民館等の社会教育施設への社会教育士の積極的な配置促進などについて記載されている。



5. 生活サービスに関する施策（豪雪地帯の除排雪体制整備）

107	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金	URL	HP・事例等 https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000150.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
道府県 市町村	ソフト	定額、1/2	随時	11月頃	54 (百万円)	国土交通省 国土政策局 地域振興課 03-5253-8404	

概要

- 豪雪地帯において除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ、将来を見据えた戦略的な方針の策定と、持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む自治体（道府県及び市町村）を支援する。

対象事業

※下線部分につき令和8年度拡充

- **地域安全克雪方針策定事業**（補助率10/10） ※事業実施主体は市町村
 自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための地域のルールや各主体の取組を定める地域安全克雪方針の策定に対して重点的な支援を行う。（関係機関との事前調整を含む）
- **安全克雪事業**（補助率1/2） ※事業実施主体は道府県・市町村
 地域の除排雪体制整備や安全対策の普及など方針策定に並行して行う試行的な取組や、方針に位置づけた除排雪体制の定着に向けた実装化の取組（方針策定後3年以内）に対して支援を行う。

<試行的な取組の例>

- ・ 地域の除排雪の体制づくり（除排雪体制の構築、除排雪のための装備・資機材の購入、堆雪場等としての一時使用 等）
- ・ 要援護世帯等における除排雪の支援（要援護世帯等への屋根雪下ろし・間口除雪支援 等）
- ・ 所有者不明空き家の屋根雪下ろし等による落雪被害防止に係る体制づくり
- ・ 安全講習会の開催等、除排雪の担い手の育成（移住間もない世帯への支援を含む）
- ・ 克雪住宅化やアンカー設置に関する普及活動
- ・ 除排雪に関する自動化、省力化等に資する技術の導入

<実装化の取組の例>

- ・ 地域の除排雪体制の定着（地域間の連携体制の構築、除排雪活動の担い手の増加・定着、安全な除排雪作業の浸透、除排雪業務の効率化 等） 等



雪下ろし実技講習

5. 生活サービスに関する施策（地域暮らしサービス拠点の形成）

108

地域暮らしサービス拠点推進事業

URL

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kaimonoshien/pdf/tiikikurashi.pdf>

事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
市町村等	ソフト		5月～6月頃		26 (百万円)	内閣府 地方創生推進室 03-6257-1413

事業概要・目的

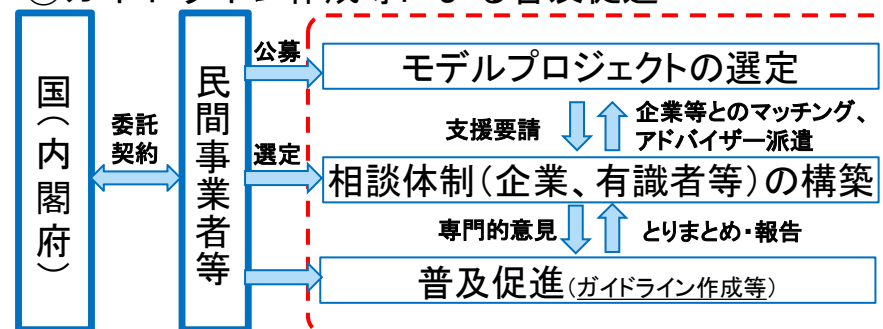
- 地方において、人口が急減する地域が顕在化していく中、中山間地域を中心に日常生活に必要なサービス（買物、行政機能、医療・福祉、交通、防災など）の提供が困難となっています。
- こうした状況を改善するため、既存施設や民間のノウハウを活用しつつ、1か所で複数のサービスを提供する、総合的な拠点づくりを推進することにより、低コストかつ効率的にサービスを提供していく必要があります。
- このため、モデルプロジェクトを選定し、企業等と自治体のマッチングや課題解決のための有識者等の現地派遣により、拠点の構想づくりを支援するとともに、ガイドライン作成等により、この全国展開を図ります。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- ①モデルプロジェクトを公募・選定
- ②モデルプロジェクト推進のため、「暮らしサービス」に必要なノウハウを持つ企業等や先駆的な取組の実務経験者などの有識者等から成る相談体制の構築
- ③企業等と自治体のマッチングや課題解決のための有識者等の現地派遣による構想づくりの支援
- ④ガイドライン作成等による普及促進



期待される効果

- 人口減少下において、日常生活に必要なサービスを低コストかつ効率的に維持していくため、既存施設や民間のノウハウを活用しつつ、複数のサービスを1か所で提供する、総合的な拠点づくりを推進します。